

花巻市告示第286号

花巻市コンベンション開催支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月24日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市コンベンション開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内でコンベンションを開催する者に対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、本市へのコンベンションの誘致を促進し、もって地域経済の活性化並びに本市の観光の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、会議、研修会、研究会、シンポジウム、教育旅行その他これらに類するものとして市長が適当と認める集会をいう。
- (2) 宿泊施設等 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、キャンプ場、コテージその他これらに類する施設を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による花巻市コンベンション開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、コンベンションの主催者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内の宿泊施設等のホール、研修室その他の会議室（次号において「貸会議室等」という。）で開催されるもの
 - (2) 貸会議室等の利用料金が公表されているもの
 - (3) コンベンションの参加者（オンライン参加を除く。）に県外居住者が20人以上含まれるもの
 - (4) 公共施設で開催されるものでないもの
 - (5) 国又は地方公共団体の主催ではないもの
 - (6) 市が別途補助金や交付金を交付する事業ではないもの
 - (7) 単なる懇親や親睦、慰安を目的とするものではないもの
 - (8) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものではないもの
 - (9) 暴力団又は暴力団員の主催ではないもの
 - (10) 公序良俗に反するものでないもの
 - (11) その他コンベンションの目的又は内容が補助金の目的に照らし市長が不相当と認めるものでないもの
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、会場使用料、備品賃借料、会場装飾費その他のコンベンションの実施に要する経費（飲食費を除く。）であって市長が相当と認めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の開催日の14日前までに、花巻市コンベンション開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）又はコンベンションの内容が確認できる書類
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 会場となる施設が作成した見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書類は、当該年度の2月28日までに提出しなければならない。
(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、花巻市コンベンション開催支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) コンベンションの実績報告に基づき、補助金額確定後に補助金を交付すること。
- (2) コンベンションの計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)又はコンベンションを中止する場合は、市長の承認を受けること。

(軽微な変更)

第10条 前条に定める軽微な変更とは、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) コンベンションの主催者を変更するとき。
- (2) 補助金の額を増額するとき。
- (3) 第4条の各号のいずれかに該当しなくなるとき。

(変更承認申請、中止等)

第11条 補助事業者は、コンベンションの変更等の承認を受けようとする場合は、遅滞なく花巻市コンベンション開催支援事業計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認める場合は、速やかに花巻市コンベンション開催支援事業補助金変更承認決定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、コンベンションが完了したときは、花巻市コンベンション開催支援事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添

えて、事業完了の日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 県外参加者名簿（様式第9号）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) コンベンションの会場となった施設が発行した領収書及び明細書の写し
- (5) コンベンションの様子を収めた写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、花巻市コンベンション開催支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、花巻市コンベンション開催支援事業補助金交付請求書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 通帳の写し等、振込先口座情報が確認できるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消）

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) その他不正の行為があると認められる場合

2 前項の規定による取消しをした場合は、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付決定が取り消された場合は、取り消された部分に係る補助金の交付を請求することができない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、コンベンションの当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。